（あて先）

横浜市長

令和５年　　月　　日

住所

氏名

電話　　　　　（　　　）

横浜国際港都建設事業　東高島駅北地区土地区画整理事業の

事業計画（第３回変更）に対する意見書

事業計画に対する意見（土地区画整理法第20条第２項）

|  |  |
| --- | --- |
| 意見の区分 | 意見 |
| 賛成 |  |
| 反対 |
| その他 |

（注）賛成・反対・その他　いずれかを○で囲み、意見を記入してください。

**口頭意見陳述について（どちらかに○をしてください）**

土地区画整理法第20条第４項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出を

行います　　　　　　　　行いません

※口頭意見陳述について（土地区画整理法第20条第４項）

意見書の審査にあたり、意見書提出は、口頭で意見を述べること（口頭意見陳述）ができます。口頭意見陳述の実施方法等については、横浜市都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課（令和５年４月１日以降、都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課に課名が変更となります。）からご連絡します。